

定款変更認可申請書に必要な書類

※「定款変更認可申請書」以外の書類は、以下の書類を1部ずつ提出してください。

※定款変更には、認可と届出の2種類があります。

- ・認可事項・・・下記の届出事項以外
- ・届出事項・・・事務所の所在地、基本財産の増加、公告の方法に関すること。

※代表的な申請内容を例示していますので、下記によらない場合は個別にお問合せください。

1 理事数の増加などによる変更の場合

- ① 定款変更認可申請書（2部）
- ② 定款（新・旧）
- ③ 評議員会議事録の写し

2 事業追加の場合

- ① 定款変更認可申請書（2部）
- ② 定款（新・旧）
- ③ 評議員会議事録の写し
- ④ 当該事業に関する事業計画書及び予算書
- ⑤ 当該事業の不動産に関する書類（登記事項証明書又は賃貸借契約書）の写し
- ⑥ 当該事業のために新たに不動産を取得した場合には、その財源を証する書類の写し

※その他参考書類を添付していただく場合があります。

3 基本財産減少の場合

※事前に基本財産処分の承認を得ていなければ、定款変更認可申請することはできません。

- ① 定款変更認可申請書（2部）
- ② 定款（新・旧）
- ③ 評議員会議事録の写し
- ④ 当該不動産の閉鎖事項証明書の写し

* 1 申請書類の受理後、認可通知の交付まで2週間程度を要します。